

【表紙】

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------------|------------|------------|-------------------------------------------------|--|--|--------------|-------------|------------|-------------------------------------------------|--|--|----------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 | | | | | | | | | | | | | | |
| 【提出先】 | 関東財務局長 | | | | | | | | | | | | | | |
| 【提出日】 | 平成28年6月1日 | | | | | | | | | | | | | | |
| 【会社名】 | 株式会社ランド | | | | | | | | | | | | | | |
| 【英訳名】 | LAND Co., Ltd. | | | | | | | | | | | | | | |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 松谷 昌樹 | | | | | | | | | | | | | | |
| 【本店の所在の場所】 | 神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番29号 | | | | | | | | | | | | | | |
| 【電話番号】 | 045(345)7778 | | | | | | | | | | | | | | |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役管理部長 佐瀬 雅昭 | | | | | | | | | | | | | | |
| 【最寄りの連絡場所】 | 神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番29号 | | | | | | | | | | | | | | |
| 【電話番号】 | 045(345)7778 | | | | | | | | | | | | | | |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役管理部長 佐瀬 雅昭 | | | | | | | | | | | | | | |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | A種種類株式及び新株予約権証券 | | | | | | | | | | | | | | |
| 【届出の対象とした募集金額】 | <p>その他の者に対する割当</p> <table border="0"> <tr> <td>A種種類株式</td> <td>825,000,000円</td> </tr> <tr> <td>第9回新株予約権証券</td> <td>3,300,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>828,300,000円</td> </tr> <tr> <td>第10回新株予約権証券</td> <td>6,600,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,656,600,000円</td> </tr> </table> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。</p> | A種種類株式 | 825,000,000円 | 第9回新株予約権証券 | 3,300,000円 | 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 | | | 828,300,000円 | 第10回新株予約権証券 | 6,600,000円 | 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 | | | 1,656,600,000円 |
| A種種類株式 | 825,000,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第9回新株予約権証券 | 3,300,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 828,300,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第10回新株予約権証券 | 6,600,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1,656,600,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) | | | | | | | | | | | | | | |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年4月22日付で関東財務局長に提出いたしました有価証券届出書及び平成28年4月27日付で関東財務局長に提出いたしました訂正届出書並びに平成28年5月18日付で関東財務局長に提出いたしました訂正届出書の記載事項に関し、「第三部 追完情報」及び「第四部 組込情報」の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第三部【追完情報】

（訂正前）

1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第19期）及び四半期報告書（第20期第3四半期報告書）（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成28年4月22日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、変更及び追加箇所については下線で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

（中略）

2 臨時報告書の提出

（中略）

3 最近の業績の概要

（後略）

（訂正後）

1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第20期）の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年6月1日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加はありません。

なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

（注） 「2 臨時報告書の提出」「3 最近の業績の概要」の全文を削除

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|---------------------|------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第19期) | 自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日 | 平成27年5月29日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第20期第3四半期) | 自 平成27年9月1日 至 平成27年11月30日 | 平成28年1月8日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|----------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第20期) | 自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日 | 平成28年5月31日 関東財務局長に提出 |
|---------|----------------|-----------------------------|-------------------------|

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年5月31日

株式会社ランド
取締役会 御中

監査法人 元和

指定社員 公認会計士 山野井 俊 明
業務執行社員
指定社員 公認会計士 加 藤 由 久
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ランドの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ランド及び連結子会社の平成28年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は新規融資に関して金融機関等との協議を継続しており、また、既存の借入金等の一部について返済条件の見直しにつき債権者に協力を要請している状態である。そのため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年4月14日の取締役会において、連結子会社である株式会社ランド名古屋の全株式を譲渡することを決議し、同日付で譲渡を行っている。
3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、平成28年4月22日開催の取締役会において、EVO FUNDを割当先とする第三者割当による種類株式（以下「A種類株式」という。）、第9回及び第10回新株予約権の発行に関して決議している。なお、この決議は平成28年5月31日開催の定時株主総会において、定款の一部変更および第三者割当による募集株式（A種類株式）、第9回及び第10回募集新株予約権の発行が承認されることを条件としていたが、原案どおり承認可決されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ランドの平成28年2月29日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ランドが平成28年2月29日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月31日

株式会社ランド
取締役会 御中

監査法人 元和

指定社員 公認会計士 山野井 俊 明
業務執行社員
指定社員 公認会計士 加 藤 由 久
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ランドの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ランドの平成28年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は新規融資に関して金融機関等との協議を継続しており、また、既存の借入金等の一部について返済条件の見直しにつき債権者に協力を要請している状態である。そのため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年4月14日の取締役会において、子会社である株式会社ランド名古屋の全株式を譲渡することを決議し、同日付で譲渡を行っている。
3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、平成28年4月22日開催の取締役会において、EVO FUNDを割当先とする第三者割当による種類株式（以下「A種類株式」という。）、第9回及び第10回新株予約権の発行に関して決議している。なお、この決議は平成28年5月31日開催の定時株主総会において、定款の一部変更および第三者割当による募集株式（A種類株式）、第9回及び第10回募集新株予約権の発行が承認されることを条件としていたが、原案どおり承認可決されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。